職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

令和８年１１月１１日
千　葉　県　教　育　庁
企画管理部教育総務課
電話　　043－223－4142

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

１　改正理由

人事委員会勧告に基づき、給料表及び期末・勤勉手当等の改定を行うもの

２　改正内容

（１）給料表

ア　初任給の引上げのほか、中堅層以上や再任用職員について給料月額の引上げ

イ　教職調整額の段階的な引上げの実施に伴い、月例給が逆転しないよう措置している管理職員の加算額を次表のとおり引上げ

職名	加算額	
	現行	改正後
教頭・副校長	11,500 円	15,600 円
校長	4,000 円	8,100 円

ウ　任期付職員の給料月額を削除し、常勤職員と同様の給料表等を適用

（２）期末・勤勉手当

ア　一般職員

年間支給月数０．０５月分の引上げ

現行　４．６５月分　⇒　令和８年度改定後　４．７０月分

イ　定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

年間支給月数０．０５月分の引上げ

現行　２．４５月分　⇒　令和８年度改定後　２．５０月分

ウ　会計年度任用職員（パートタイム）

年間支給月数０．０５月分の引上げ

現行　４．６５月分　⇒　令和８年度改定後　４．７０月分

（３）会計年度任用職員の報酬

任期が６か月以上かつ週当たりの勤務時間が１５時間３０分以上の会計年度任用職員に対し、扶養手当及び住居手当に相当する報酬を支給可能とする

（４）宿日直手当

次表のとおり手当額の引上げ

一般の宿日直	特殊な業務を主として行う宿日直
4,700 円 ⇒ 5,000 円	7,700 円 ⇒ 8,000 円

（５）その他

ア　任期付短時間勤務職員及び育短任期付職員への単身赴任手当の支給を可能とする

イ　特定任期付職員の勤勉手当について、最大で３倍の成績率を適用可能とする

３　施行期日

２（１）ア及び（４）・・・・・・・公布の日（令和８年４月１日から遡及適用）

２（２）・・・・・・・・・・・・・公布の日（令和８年１２月１日から遡及適用）

２（１）イ・・・・・・・・・・・・公布の日（令和９年１月１日から適用）

２（１）ウ、（３）及び（５）・・・公布の日（令和９年４月１日から適用）